

【 PTA保険のご案内 】

1. PTA団体傷害保険

この保険は、PTAの規約に基づき、総会または運営委員会で承認された PTA主催または共催の行事に参加中のPTA会員・児童が被った傷害について補償するものです。

● 保険の対象となる方(被保険者)

- ①保護者会員 ②教員会員 ③在籍の児童 ④住民票記載住所が同じ同居祖父母

(注)上記以外の、子・兄弟姉妹・卒業生等は含まれません。

● 対象となる事故

- ①PTAが主催、または共催する行事参加中。

- ②行事に参加するための自宅と行事会場との通常の往復途上。

(注1)児童の負った傷害のうち、日本体育・学校健康センター法の定める所による給付対処となる傷害(学校管理下および通学途中の事故)については対象外です。

(注2)上記の傷害は、日本国内および宿泊を伴わない行事に限ります。

(注3)上記の傷害は、急激かつ偶然な外来の事故による傷害であり、食中毒・熱中症による身体の傷害は含まれません。

● 保険金額

死亡された場合	万一事故に遭われ、事故の日より180日以内に死亡された場合は、226万円をお支払いいたします。
後遺障害の場合	事故の日から180日以内に後遺障害が生じた時は、その程度に応じて200万円の3%～100%までの所定の割合の額をお支払いいたします。
入院の場合	怪我をして、その怪我がもとで入院された場合は、入院日数1日につき2,500円を事故の日から180日を限度にお支払いいたします。 手術をした場合には手術給付金をお支払いいたします。
通院の場合	怪我をして、その怪我がもとで通院した場合は、事故の日から180日以内の通院日数に対し、90日を限度に1,500円をお支払いいたします。 (注1)入院、通院を合わせても180日が限度です。 (注2)通院の場合の日数計算は、治療機関及び治療内容により異なる場合があります。
お支払いができない場合	故意・自殺・犯罪・闘争行為・無免許運転中・酒酔い運転中の事故、脳疾患・疾病・心神喪失・地震・噴火・津波・戦争・その他の変乱・他覚症状のない頸部症候群(むちうち症)・腰痛等。

● 保険料

一世帯 年間 … 100円

● 活動報告・活動予定書の提出

活動報告・活動予定表には、主催・共催行事当日の活動だけではなく、それに伴う打ち合わせや印刷など全ての活動について、日付と内容を記入してご提出ください。活動報告・活動予定書で申請され、運営委員会で承認された活動のみ保険が適用されます。

2. PTA管理者賠償責任保険

この保険は、PTA主催行事の遂行中 PTA側に過失がありその過失が原因で発生した事故につき、PTAが負担する法律上の賠償責任の費用を補償します。

● 対象となる事故

- ①PTA主催行事活動中に伴う事故により、他人に怪我をさせた場合。(対人賠償)
 - ②PTA主催行事活動中に伴う事故により、他人の財物を壊した場合。(対物賠償)
 - ③PTA主催行事活動のために、第三者から借用していた財物の使用、管理をしていた間に壊したり紛失したり盗まれたりした場合。(保管物賠償)
- (注)被害者にも過失がある場合には、過失相殺が適用されます。

生徒賠償責任保険(特約)

PTA管理中と学校管轄下でない時に、親が責任を持つ状況下(放課後、帰宅後等)での生徒個人の過失によって起きた事故の対人対物の費用を1000万まで補償します。(学校の電気・ガラスも対象)

●対象となる事故

- ①生徒個人の過失により、他人に怪我をさせた場合。(対人賠償)
- ②生徒個人の過失により、他人の財物を壊した場合。(対物賠償)

● 保険料

一生徒 年間 … 約210円(人数により変動)

● お支払いできない主なもの

- ①暴動・ケンカ・地震・噴火・洪水・津波等に起因する賠償責任。
- ②施設の修理・改造等の工事に起因する賠償責任。
- ③自動車の使用・所有・管理に起因する賠償責任。
- ④食中毒・疫病等に起因する賠償責任。
- ⑤借用した物の性質による破損、自然の消耗。
- ⑥借用物を返還した後に発見された賠償責任。
- ⑦学校から貸出されているタブレット。
- ⑧親族に対する賠償責任。
- ⑨心神喪失に起因する賠償責任。
- ⑩失火による賠償責任。
- ⑪故意による事故。

☆ 引き受け会社 あいおいニッセイ同和損害保障 株式会社

☆ 事故が起きた際、ご不明な点がある場合の連絡先 PTA副会長 市川 ・ 岩田 まで
kodaira5chu.pta@gmail.com (PTA 本部アドレス)

★ 学校外での事故

例: 自転車で移動中、生徒の過失により歩行者にケガをさせてしまった場合
→警察・学校に連絡→学校から PTA に連絡→PTA から保険会社へ連絡

★ 学校内での事故

例：放課後、生徒の過失により窓ガラスを割ってしまった場合
→学校から保険会社とPTAへ連絡

《注意事項》

- * 対物の場合には、申請に写真(スマホでの写真撮影可)が必要になる場合がありますので、まず写真を撮っておいてくださるようお願いいたします。
- * 事故にあった日時や怪我をした箇所などもメモしておいてください。
- * PTA活動や行事を行う前には、けがをしないよう必ず注意を促してください。
- * 注意喚起を行わなかった場合は、賠償責任を問われる場合がありますのでお気をつけください。
- * 学校外で事故を起こした際は、警察に連絡し必ず事故証明書を発行してもらってください。
- * 学校外で物を壊した場合は、カメラで撮影し、いつ、いくらで購入したものかを確認してください。